

件名	県道の歩道の除草について
受付日	令和2年7月20日
ご意見・ご提案の概要	県道の歩道の除草について、管理する土木事務所により対応に差がある。
県の考え方	県道の除草については、土木事務所ごとに計画的に実施しております。そのため、隣接する土木事務所の境では、除草の時期がずれる場合があります。今後は、可能な限り土木事務所間で除草の時期を調節し、安全な歩行空間の確保に努めてまいります。
担当課	県土整備部 道路維持課